

豊田都市計画用途地域の変更（豊田市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域 小計	約 71 ha	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	21.4%
	約 432 ha	8/10以下	5/10以下				
	約 631 ha	10/10以下	6/10以下				
	約 1,134 ha						
第二種低層住居専用地域 小計	約 32 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.6%
第一種中高層住居専用地域 小計	約 8.7 ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	18.0%
	約 582 ha	15/10以下	6/10以下				
	約 359 ha	20/10以下	6/10以下				
	約 951 ha						
第二種中高層住居専用地域 小計	約 49 ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	1.6%
	約 3.2 ha	15/10以下	6/10以下				
	約 33 ha	20/10以下	6/10以下				
	約 86 ha						
第一種住居地域 小計	約 1,160 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	21.9%
第二種住居地域 小計	約 99 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.9%
準住居地域 小計	約 50 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.0%
近隣商業地域 小計	約 101 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	3.0%
	約 60 ha	30/10以下	8/10以下				
	約 160 ha						
商業地域 小計	約 97 ha	40/10以下	—	—	—	—	2.0%
	約 7.0 ha	50/10以下					
	約 3.8 ha	60/10以下					
	約 108 ha						
準工業地域 小計	約 364 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.9%
工業地域 小計	約 211 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.0%
工業専用地域 小計	約 934 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.7%
合計	約 5,287 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市の基幹産業の更なる強化に向け、豊栄・トヨタ地区及び鴻ノ巣地区において、既存の工業団地の機能強化や周辺土地利用との一体性を鑑み、適切な用途地域に変更するものである。